

法令適用事前確認手続照会書

令和5年1月13日

消費者庁表示対策課長 殿

照会者氏名 水谷養蜂園株式会社
代表取締役社長 水谷 友彦
住所 〒515-2133 三重県松坂市松ヶ島町 430-1

照会者氏名 アピ株式会社
代表取締役社長 野々垣 孝彦
住所 〒500-8558 岐阜県岐阜市加納桜田町 1-1

照会者氏名 ミツバチ産業株式会社
代表取締役社長 藤井 公高
住所 〒153-0043 東京都目黒区東山 1-17-4

【連絡先】

照会者代理人
一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会
専務理事 奥野 弘昭
住所 〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町 12-2 東屋ビル
電話番号 03-6661-9183
電子メールアドレス okuno@honeykoutori.or.jp

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法第5条第1号

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

照会者は、はちみつの製造販売を営んでいる事業者であり、はちみつの製造業者等を会員とする一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「はちみつ公取協」という。）において副会長を務めている。

はちみつ公取協では、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づき認定を受けた「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」（以下「公正競争規約」という。）を運用しており、はちみつ類の商品名等に「天然」「ナチュラル」「Natural」の文言を表示することを会員に禁止し、「純粹」又は「Pure」の文言の表示を認めているが（同規約第4条第1項第1号）、照会者各社が、はちみつ類の商品の正面ラベルや広告に「天然はちみつ」等と「天然」「ナチュラル」「Natural」の文言を表示すること（以下『『天然』表示』という。）は、景品表示法に違反するものではないことを確認したい。

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

(1) 昭和45年に制定した公正競争規約では当時の景品表示法所管官庁であった公正取引委員会からの指導を受けて「天然」表示を禁止したが、会員の中では「天然」表示を認めてほしいとの声が根強かったことから、昭和55年にはちみつ公取協は「天然」表示を解禁する旨を内容とする公正競争規約変更案を定時総会で承認した。しかし、そのときも、公正取引委員会事務局の担当者から、「天然」表示が認められない理由として次のことが説明され、公正競争規約変更を断念したという経緯があった。

① はちみつは専ら天然なので殊更に言うのは景品表示法上の問題がある。

② 純粹と天然は同義なので殊更に天然を認める必要はない。

③ 「天然」の一般的な定義がなく、また、製品によっては「天然醸造」などの製造工程に関して「天然」との表示を認めたルールがあるが、はちみつにはない。

しかし、下記（2）及び（3）に示すとおり、現状では、ミツバチが作ったはちみつ類に「天然」表示をすることが景品表示法に照らして問題となる理由はないと考えられる。

(2) 国内養蜂家の団体である一般社団法人日本養蜂協会では、農林水産省に認められたルールとして平成15年に「国産天然はちみつ規格指導要領」を制定し、「その全てを国内において、みつばちの巣箱より採蜜し、濾過しただけの人工を加えないもの」及び第4条で定める規格を充足したものについて「国産天然はちみつ」との表示を認めており、景品表示法の観点からの規制は行われていない。

また、外国からの輸入製品にも「NATURAL」と表示された商品があるところ、景

品表示法の観点からの規制は行われていない。

仮に「天然」表示を禁止する理由が、殊更に“天然”と強調すると、当該表示がない他の商品が非天然であるかのような、あるいは、自分の販売しているものが特に“more natural” “less artificial”であるかのような誤解を消費者に与えるおそれがあることによるのであれば、上記のように国産品及び輸入品において「天然」表示が長年にわたり規制されていなかった事実は、「天然」表示が一般消費者の優良誤認を招くおそれがある不当表示に該当しない「適法」なものとして取り扱われていることを示すものと認識でき、その規制理由は成り立たないと考えられる。

また、消費者庁が令和4年8月20日に公表した「プラントベース食品等の表示に関するQ&A」では、ミツバチ由来ではないプラントベース食品に「Bee Free はちみつ」と表示することを打消し表示が十分であることを条件に認めており、これらのミツバチ由来ではない「はちみつ」表示食品とミツバチ由来のはちみつ類とを明確に区分する方法として、はちみつ類に「天然はちみつ」など「天然」表示を認めることは、一般消費者への適正な情報提供としても意味があると考えられる。

- (3) 「天然」との表示が景品表示法に違反する不当表示に該当するかどうかについては、消費者庁の見解は公表されていないが、東京都が、HPに掲載している景品表示法Q&Aの中で、果実等から抽出した成分を含有した商品に「天然」と表示することについて、「定義はありませんが、『天然』、『自然』の表示から、消費者は人の手が加えられていないものというイメージを受けるため、自生でなく人工的に栽培した素材を原料にする場合は不当表示のおそれがあります。」との見解が公表されている。

このように「天然」表示が一般消費者に「人の手が加えられていないもの」と認識されているとすれば、養蜂では、ミツバチが採取した花蜜を巣房に貯蔵してはちみつを作る過程には人が関与していないことから、一般消費者の認識と実際に齟齬がなく、はちみつに「天然」表示を行うことは不当表示に当たらないと考えられる。

ちなみに、養蜂では、ミツバチを飼育する巣箱を用意することのほか、冬期の給餌、病気の予防などにおいてミツバチを人が管理している点があり、また、巣房から採蜜した後の工程は、ろ過、容器への充填の工程があるが、ミツバチがはちみつを作る過程では人の関与がないことには変わりはない。